

# イベントで火気器具を使用する際は消火器の準備 と消防署への届出が必要です！！

平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、  
火災予防条例が改正されました。

来場者が多数集まる催しで、火気器具を使用する場合は、消火器の準備  
と消防署への届出が義務付けられました。



## 対象となる催しについて

屋外で開催される地域のお祭り、花火大会、展示会、学園祭など、来場者が多数集まる催しで、  
火気器具を使用する場合は対象となります。

近親者によるバーベキューのような個人的なつながりによる催し、行政区の人のみが参加する祭り、  
幼稚園、小中学校の餅つき大会、バザー等のような面識のある方のみが参加する催しなどは、対象とな  
りません。しかし、対象とならない催しであっても、火気器具等を使用する場合は、極力消  
火器を準備していただき、火災予防に努めていただきますようお願いいたします。

## 対象となる火気器具について

移動式ストーブや移動式コンロ、また、灯油・ガソリン・炭・プロパンガス・電気が熱源であるコン  
ロ・グリドル・たこ焼き器・発電機・七輪・IHコンロ等が該当し、火気を使用したり電気で加熱  
する器具は全て該当します。



移動式ストーブ

コンロ

グリドル

発電機

IHコンロ

## 消火器について

原則、ひとつの火気器具に対し業務用消火器が1本必要です。

ただし、消火器の設置が一目でわかる状態で設置された場合等は、  
テント2張りに1本の設置に緩和することができます。



## 届出について

催しで露店を開設する場合は 3 日前までに消防署への届出が必要です。

露店等の開設届出書

年 月 日			
粕屋北部消防署長 殿  届出者 住 所  (電話 )  氏 名 <span style="float: right;">印</span>			
開 設 時 期	自 年 月 日 至 年 月 日	営 業 時 間	開始 時 分 終了 時 分
開 設 場 所			
催 し の 名 称			
開 設 店 数		消 火 器 の 設 置 本 数	
現 場 責 任 者 氏 名	(電話 )		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- 1 法人又は組合にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 2 露店等の開設場所及び消火器の設置場所に係る略図を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。